

本エンドユーザーライセンス契約（以下「本契約」という）は、お客様（以下「ライセンシー」という）が朝日インテック株式会社（以下「ライセンサー」という）から直接又は販社経由で購入した ESPELUX Edu（以下「ライセンス対象ソフトウェア」という）のエンドユーザーライセンスの条件を定めるものである。本契約は、ライセンサーとライセンシーの間の法的な合意を構成するものとする。

第1条 定義

1.1 定義

本契約中の以下の用語は以下に定める意味を有するものとする。

「DVD-ROM」とは、オブジェクトコード形式のライセンス対象ソフトウェアが記録された DVD-ROM を意味する。

「知的財産権」とは、特許、著作権、商標、営業秘密、ノウハウ、及びその他の産業財産権及び知的財産権を意味する。

「本ライセンス」とは、ライセンス対象ソフトウェアを 1 台のクライアント端末又は 1 台のスタンドアローンのコンピュータにインストールし利用することについての非独占的且つ譲渡禁止のライセンスを意味する。

「ライセンス対象ソフトウェア」とは、ESPELUX Edu を意味する。

「ライセンス対象ソフトウェアパッケージ」とは、(i)DVD-ROM、(ii)ユーザーマニュアル、及び(iii)ライセンシーが購入した本ライセンス 1 本あたり 1 個のライセンスキーのセットを意味する。

「ライセンスキー」とは、各ライセンスにつき提供される 1 個の USB ドングルであり、ライセンス対象ソフトウェアのロックを解除する機能を有するものを意味する。

「ユーザー」とは、本ライセンスに基づきライセンス対象ソフトウェアを利用する個人を意味するものとする。但し、ユーザーは、ライセンシー本人又はその役職員でなければならない。

「ユーザーマニュアル」とは、ライセンサーがライセンシーに提供するライセンス対象ソフトウェアのユーザーマニュアルを意味する。

第2条 本ライセンスに基づきライセンシーに付与される権利

- 2.1 ライセンシーは、ライセンシーが購入した本ライセンス 1 本につき 1 台のクライアント端末又は 1 台のスタンドアローンのコンピュータにライセンス対象ソフトウェアをインストールし利用する権利を有するものとする。
- 2.2 ライセンシーが本ライセンスを購入後速やかにライセンシーに対してライセンス対象ソフトウェアパッケージが引き渡されるものとする。
- 2.3 ライセンシーはライセンス対象ソフトウェアを改変してはならないものとする。

- 2.4 本ライセンスは譲渡禁止とする。ライセンシーはライセンス対象ソフトウェアをライセンシーの役職員以外の者に使用させてはならないものとする。
- 2.5 本ライセンスは、第8条に基づき本ライセンスが終了しない限り、無期限に存続するものとする。

第3条 ユーザー登録

ライセンス対象ソフトウェアをインストールする前に、ライセンシーはユーザーにライセンサー所定の書式によるユーザー登録証を記入させ、署名させ且つライセンサーに提出させるものとする。ユーザー登録証には、(i)ユーザーの氏名、職位・肩書、連絡先の情報、及びその他ライセンサーが合理的に要求する情報、並びに(ii)ユーザーの本契約に定める条件とライセンサーのプライバシーポリシーへの同意が記載されるものとする。

第4条 リバースエンジニアリングの禁止

ライセンシーは、ライセンス対象ソフトウェア及びライセンスキーの分析、リバースエンジニアリング又は逆コンパイルを行ってはならない。

第5条 ライセンス対象ソフトウェアの不具合

- 5.1 ライセンシーがライセンス対象ソフトウェアパッケージの提供日から1年以内にライセンス対象ソフトウェアの不具合をライセンサーに通知し、且つその後当該不具合についてライセンサーが合理的に要望する必要がある追加的な情報を提供した場合には、ライセンサーは通知された不具合の是正のために最善の努力を尽くすものとする。不具合がライセンサーの故意・重過失に起因するものでない限り、上述の規定が不具合に対する唯一の救済であるものとする。
- 5.2 ライセンス対象ソフトウェアの不具合がライセンサーの故意・重過失により生じたものである場合には、ライセンサーは当該不具合に起因するライセンシーの直接損害を補償するものとする。

第6条 ライセンスキー及びDVD-ROMについての保証

- 6.1 ライセンサーは、適切に取り扱われ利用された場合に、ライセンスキー及びDVD-ROMがライセンス対象ソフトウェアパッケージの提供の日から1年間について適切に機能することを保証する。ライセンシーがライセンス対象ソフトウェアパッケージの提供の日から1年間以内に、ライセンスキー又はDVD-ROMの不具合を通知した場合には、当該不具合がライセンスキー又はDVD-ROMの不適切な取扱い又は外力に生じた場合でない限り、ライセンサーはライセンサーの費用でライセンスキー又はDVD-ROMの交換を行うものとする。上述の規定は、ライセンスキーまたはDVD-ROMの不具合に対する唯一の救済である。
- 6.2 前項の保証によりカバーされない不具合のあるライセンスキーやDVD-ROMの交換については、ライセンサーがその裁量で定める料金が発生するものとする。
- 6.3 本第6条に基づくライセンスキーの交換の際には、ライセンシーは不具合のあるライセンスキーをライセンサーに提出することを要するものとする。ライセンシーがライセンスキーを喪失し又はその他不具合のあるライセンスキーを提出することができない場合には、代替のライセンスキーは提供されないものとする。

第7条 知的財産権

- 7.1 ライセンサーは、ライセンス対象ソフトウェアをライセンスする完全な権利と権限を有することを表明し保証する。
- 7.2 ライセンサーは、ライセンス対象ソフトウェアが第三者の知的財産権を侵害しないことを表明し保証する。
- 7.3 ライセンサーは、本第7条に定める非侵害の保証の違反から生じるライセンシーの責任、損失、損害、コスト及び費用につきライセンシーを免責しこれらを補償する。

第8条 本ライセンスの終了

- 8.1 ライセンサーは以下の場合に即時に本ライセンスを終了させることができる。
 - 8.1.1 ライセンシーが本契約の義務に違反し、かかる違反が当該違反を記載した書面通知から30日以内に治癒されない場合
 - 8.1.2 ライセンシーが継続する事業主体ではなくなった場合、又はライセンシーが正常な事業活動を停止した場合
 - 8.1.3 裁判所が関与するか否かにかかわらず、管財人の任命、破産、その他の倒産手続きがライセンシーによって自ら開始され又はライセンシーに対して提起された場合、倒産手続きとしての債権者のための譲渡が行われた場合、又はライセンシーの事業の自主的な廃業や清算が行われた場合
- 8.2 第8.1条に基づき本ライセンスが終了した場合には、ライセンシーは(i)ライセンス対象ソフトウェアをアンインストールし、(ii)ライセンサーに終了した本ライセンスにかかるライセンスキーを返却し、且つ(iii)ライセンス対象ソフトウェアのコピーを全て消去するかライセンサーに返却する。

第9条 責任制限

本契約中の他の一切の条項にかかわらず、ライセンサーが本ライセンスに関する責任の総額はライセンシーが当該本ライセンスについて支払った価格を超えないものとする。

第10条 雑則

- 10.1 輸出禁止 ライセンシーは、ライセンス対象ソフトウェア、DVD-ROM 及びライセンスキーを日本国外に持ち出し又は日本国外で使用してはならない。
- 10.2 権利放棄 本契約に基づく権利や救済を行使せず又は行使が遅延することは、当該権利又は救済の放棄とは解釈されないものとする。
- 10.3 完全合意 本契約は、本契約の目的事項についての唯一且つ完全な合意を構成するものである。
- 10.4 契約変更 ライセンサーは、以下の場合に日本国の民法 548 条の 4 に基づき本契約を変更する権利を留保する。
 - 10.4.1 当該変更がライセンス対象ソフトウェアのライセンシーの一般の利益に適合する場合
 - 10.4.2 当該変更が本契約の目的と整合しており、且つ諸般の事情に照らして合理的なものである場合

10.5 準拠法 法の抵触に関する法律上の原則にかかわらず、本契約は日本法に準拠する。

10.6 合意管轄 本契約又は本ライセンスに起因し又は関連する一切の紛争については、名古屋地方裁判所が第一審についての専属的合意管轄を有するものとする。

(以上)